

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第1条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年岩手県規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(費用徴収額)</p> <p>第4条 法第59条の4の規定に基づき入院に要する費用の一部を徴収する場合の徴収額(以下「費用徴収額」という。)は、月額とし、その額は、別表に掲げる法第58条の8第2項に規定する措置入院者(以下「措置入院者」という。)並びにその配偶者並びに当該措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹(以下「費用負担者」という。)の<u>前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年分の所得税額。以下同じ。)</u>を合算した額の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、その額が入院に要する費用の額を超える場合は、入院に要する費用の額とする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>費用負担者の<u>所得税額</u>の合算額</th><th>費用徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,470,000円以下</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1,470,001円以上</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	費用負担者の <u>所得税額</u> の合算額	費用徴収額	1,470,000円以下	[略]	1,470,001円以上	[略]	<p>(費用徴収額)</p> <p>第4条 法第59条の4の規定に基づき入院に要する費用の一部を徴収する場合の徴収額(以下「費用徴収額」という。)は、月額とし、その額は、別表に掲げる法第58条の8第2項に規定する措置入院者(以下「措置入院者」という。)並びにその配偶者並びに当該措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹(以下「費用負担者」という。)について<u>同条第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)</u>(以下「所得割」という。)の額を合算した額の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、その額が入院に要する費用の額を超える場合は、入院に要する費用の額とする。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>費用負担者の<u>所得割の額</u>の合算額</th><th>費用徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>564,000円以下</td><td>[略]</td></tr><tr><td>564,001円以上</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	費用負担者の <u>所得割の額</u> の合算額	費用徴収額	564,000円以下	[略]	564,001円以上	[略]
費用負担者の <u>所得税額</u> の合算額	費用徴収額												
1,470,000円以下	[略]												
1,470,001円以上	[略]												
費用負担者の <u>所得割の額</u> の合算額	費用徴収額												
564,000円以下	[略]												
564,001円以上	[略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和43年岩手県規則第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 法第31条第1項の規定に基づき入院に要する費用の一部を徴収する場合の徴収額(以下「費用徴収額」という。)は、月額とし、その額は、別表に掲げる精神障害者並びにその配偶者並びに当該精神障害者と生計を一にする直系血族及</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 法第31条第1項の規定に基づき入院に要する費用の一部を徴収する場合の徴収額(以下「費用徴収額」という。)は、月額とし、その額は、別表に掲げる精神障害者並びにその配偶者並びに当該精神障害者と生計を一にする直系血族及</p>

び兄弟姉妹（以下「費用負担者」という。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、その額が入院に要する費用の額を超える場合は、入院に要する費用の額とする。

別表（第6条関係）

費用負担者の <u>所得税額</u> の合算額	費用徴収額
1,470,000円以下	[略]
1,470,001円以上	[略]

び兄弟姉妹（以下「費用負担者」という。）について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、その額が入院に要する費用の額を超える場合は、入院に要する費用の額とする。

別表（第6条関係）

費用負担者の <u>所得割の額</u> の合算額	費用徴収額
564,000円以下	[略]
564,001円以上	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第1項の規定による入院が行われており、かつ、当該入院に係る第1条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則第4条に規定する費用徴収額が0円であって、第1条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則第4条の規定により費用徴収額が新たに生じることとなる場合の当該入院に係る同法第59条の4の規定に基づく費用の徴収については、同規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院が行われており、かつ、当該入院に係る第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第6条に規定する費用徴収額が0円であって、第2条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第6条の規定により費用徴収額が新たに生じることとなる場合の当該入院に係る同法第31条第1項の規定に基づく費用の徴収については、同規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。